

議案第4号

財産の取得について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和46年富津市条例第30号）第3条の規定により次の財産を取得することについて、議会の議決を求める。

令和3年11月26日提出

富津市長 高橋 恭市

- 1 名称 青堀保育園園舎等
- 2 所在地 富津市青木二丁目14番地6
- 3 財産の種類 建物及び構築物一式
- 4 数量等

建 物	保育所	鉄筋コンクリート造スレートぶき2階建て 延床面積 1,276.24㎡
	倉庫	鉄筋コンクリート造陸屋根平家建て 延床面積 32.00㎡
構築物	駐車場舗装、大型遊具、樹木植栽、シイノ木、門扉、大通側門扉、裏口側門扉、駐車場（碎石）及び2階トイレフェンス	

- 5 契約の方法 随意契約
- 6 取得金額 33,452,956円
- 7 契約の相手方 流山市おおたかの森東四丁目99番地の4
社会福祉法人高砂福祉会
理事長 篠塚 弘子

提案理由

青堀保育園を運営する社会福祉法人から撤退の申出があり、民間事業者による運営に向け青堀保育園園舎等を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものである。